

東京都環境性能評価書作成基準

令和2年2月28日告示第223号（全部改正）
令和6年1月22日告示第43号（一部改正）
令和6年1月22日告示第44号（一部改正）

第1 目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第23条の2第2項の規定により、非住宅用途特定建築物等の環境への配慮のための措置に関する性能（以下「環境性能」という。）についての評価を記載した書面（以下「環境性能評価書」という。）の作成方法その他の事項に関する基準を定めることを目的とする。

第2 環境性能の評価基準

環境性能の評価は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第13条の2第1項各号に掲げる措置ごとに、各措置に対応する東京都建築物環境配慮指針（平成21年東京都告示第1336号。以下「指針」という。）別表第1の評価基準（以下「評価基準」という。）への適合状況を把握し、適合する評価基準に対応する別表に掲げる基準により行うものとする。当該評価は、星印（★）を用いて表すこととし、上位から順に（★★★）、（★★☆）、（★☆☆）及び（☆☆☆）とする。ただし、別表エネルギー消費性能の項の評価にあつては、上位から順に（★★★★★★）、（★★★★★）、（★★★★☆）、（★★★☆☆）及び（★★☆☆☆）とする。

（★★★）、（★★☆）、（★☆☆）及び（☆☆☆）とする。ただし、別表エネルギー消費性能の項の評価にあつては、上位から順に（★★★★★★）、（★★★★★）、（★★★☆☆）、（★★☆☆☆）及び（★★☆☆☆）とする。

第3 環境性能評価書の作成方法の基準

- 1 条例第20条に規定する特定建築主又は条例第23条の4に規定する特定建築物工事完了届出者は、新築等をしようとする非住宅用途特定建築物等に係る建築物環境計画書に基づき、第2の評価基準に従って当該特別大規模特定建築物等の環境性能の評価を行い、別記第1号様式による環境性能評価書を作成するものとする。
- 2 別記第1号様式中「環境性能評価書（設計）」とあるのは、条例第23条の6第5項の規定により変更後の環境性能評価書の交付を行う場合にあつては「環境性能評価書（変更）」と、非住宅用途特定建築物等の工事完了後に環境性能評価書の交付を行う場合にあつては「環境性能評価書（完了）」と書き換えて、使用するものとする。
- 3 別記第1号様式中BPI及びBEIの欄には、それぞれBPI（指針別表第1エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部建築物の熱負荷の低減の項エの欄に規定するBPIをいう。以下同じ。）及び非住宅用途BEI（指針別表第1エネルギー使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換の部省エネルギーシステムの項エの欄に規定する非住宅用途BEIをいう。以下同じ。）の値を記載し、当該値に応じてグラフの上に「▼」を表示するものとする。

また、同様式中「基準値」は、規則第9条の2第3項に規定する省エネルギー性能基準の値を示すものとする。

- 4 別記第1号様式中「電気の再エネ化率」については、指針に基づき作成した取組・評価書（住宅以外の用途）において記載を省略した場合は、別記第1号様式においても省略可能とする。
- 5 環境性能評価書を構成する文字及び記号は、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。

第4 環境性能評価書交付状況一覧の様式

規則第13条の4第5項第1号に規定する環境性能評価書交付状況一覧の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

附 則（令和2年2月28日告示第223号）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都省エネルギー性能評価書作成基準の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和6年1月22日告示第43号）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月22日告示第44号）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第21条に規定する建築物環境計画書を提出した同条例第20条に規定する特定建築主に対する同条例第23条の2第2項の評価書作成基準の適用については、なお従前の例による。